

意匠法による保護と商標法による保護の戦略的活用

会員 佐々木 真人



要 約

令和元年意匠法改正により保護対象が拡充され、画像、建築物、内装が新たに意匠法の保護対象とされた。意匠登録が可能なものの中には商標登録が可能なものもあると考えられるが、令和元年意匠法改正に伴う保護対象の拡充により、意匠法と商標法との双方で保護可能なものが改正前よりも多くなったといえよう。そこで、本稿では、意匠法による保護と商標法による保護の戦略的活用について考察したい。

目次

1. はじめに
2. 令和元年法律改正（令和元年法律第3号）後の意匠法下の保護対象
3. 図形を含む意匠登録例と図形商標の登録例
4. 文字を含む意匠登録例と文字商標の登録例
5. 文字を含む意匠登録例と結合商標の登録例
6. 意匠登録例と立体商標の登録例
7. 意匠登録例と位置商標の登録例
8. 建築物の意匠と建築物関連の立体商標⁽¹⁾登録例
9. 内装の意匠と内装関連の立体商標⁽²⁾
10. 意匠法による保護と商標法による保護の戦略的活用
11. まとめ

1. はじめに

2018年5月、経済産業省・特許庁から、「デザイン経営」宣言がなされた⁽³⁾。この宣言の中で、「デザイン経営」とは、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営である、と定義されている。そして、「デザイン経営」が、ブランド力向上とイノベーション力向上を通じた企業の産業競争力の向上に寄与すると記載されている。

「デザイン経営」については、知的財産推進計画2018⁽⁴⁾においても取り上げられ、知的財産推進計画2019⁽⁵⁾では、「デザイン経営」の実践と普及が図られることで、デザイン思考の経営による新たな価値の創造が加速することが期待されることに言及された。さらに知的財産推進計画2020⁽⁶⁾においては、「価値デザイン経営」の考え方の普及と実践の促進のための施策の方向性が示されている。

令和元年法律改正（令和元年法律第3号）による意匠法改正（以下「令和元年意匠法改正」という）は、新技術を活用したイノベーションの促進及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点で意匠制度の在り方について検討された上でなされたものであり⁽⁷⁾、「デザイン経営」の考え方を踏襲した改正であるといえよう。この令和元年意匠法改正は、意匠の定義の見直し、創作非容易性水準の明確化、意匠登録出願手続の簡素化、組物の意匠の拡充、内装の意匠の保護、関連意匠制度の拡充、手続救済規定の整備、意匠権の存続期間の変更、間接侵害規定の対象拡大といった多岐にわたる大改正であった。この改正の結果、意匠法の保護対象が拡充され、商標法による保護対象とオーバーラップする範囲も拡張されることとなった。

2. 令和元年法律改正（令和元年法律第3号）後の意匠法下の保護対象

令和元年改正意匠法では、意匠の定義が見直され、従来からの物品の意匠に加え、建築物の意匠、画像の意匠が新たに保護対象とされた。また、内装の意匠に関する意匠法8条の2が新設され、内装の意匠も新たに保護対象とされた。

令和元年法律改正前の意匠法では、物品は、「有体物である動産」を意味することから、不動産である建築物については、意匠法で保護されなかったが、昨今の「空間のデザイン」重視の観点をも踏まえて、建築物の意匠も保護対象とされた。また、情報技術が発展し、IoT等の新技術の普及に伴い、画像の意匠についても保護対象とされた⁽⁸⁾。さらに、企業が店舗等の内

装のデザインに特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出する事例が増えていること等に鑑み、内装の意匠も保護対象とされた⁽⁹⁾。

3. 図形を含む意匠登録例と図形商標の登録例

旧法下での登録例であるが、表1に、商標登録された図形商標と同一の図形を含む意匠登録例を紹介する。下記の表に示すように、本事例では、A社は、平成1(1989)年9月29日に図形商標(指定商品等：起動器等)の商標登録を受けた後に、この図形登録商標を含む部分意匠について出願し、令和2(2020)年3月31日と令和2(2020)年4月20日に2件の意匠登録を受けている。登録意匠では、図形商標に対応する部分が点線で描かれている。こうすることで、図形商標を含む態様も登録意匠に実質的に包含されることとなり、また当該図形商標の形状を変形した場合であっても、意匠権の権利範囲に属すると主張可能であると考えられる。つまり、商標登録の後に当該登録商標を含む意匠登録を受けることで、登録意匠によって、登録商標による保護範囲を補完することができる場合があると考えられる。




4. 文字を含む意匠登録例と文字商標の登録例

次の事例も、旧法下での登録例であるが、表2に示されるように、商標登録された文字商標と同一の文字を含む意匠登録がなされている。本事例において、B社は、昭和63(1988)年9月30日に文字商標(指定商品等：清涼飲料等)の商標登録を受けた後に、この文字商標を含む包装用枠について令和2(2020)年5月21日に意匠登録を受けている⁽¹⁰⁾。この意匠登録を取得することで、商標の類否判断基準によれば類似範囲から外れるように“タフマン”という文字を変形させた場合であっても、意匠法による保護を受けられる場合があるものと考えられる。つまり、表1に示される事例の場合と同様に、登録意匠によって、登録商標による保護範囲を補完することができる場合があると考えられる。

5. 文字を含む意匠登録例と結合商標の登録例

次の事例では、表3に示されるように、C社は、「ストレージ タイプH」という文字商標(指定商品等：薬剤等)について平成20(2008)年10月17日に登録を受けた。その後、「ストレージ タイプH」

【表1】

意匠登録 1657854 号 (部分意匠) 登録日：令和2(2020)年3月31日	商標登録 2173459 号 登録日：平成1(1989)年9月29日
	
意匠登録 1657799 号 (部分意匠) 登録日：令和2(2020)年4月20日	
	

【表2】

<p>意匠登録 1661403 号 (全体意匠) 登録日：令和 2 (2020) 年 5 月 21 日</p>	<p>商標登録 2082237 号 登録日：昭和 63 (1988) 年 9 月 30 日</p>
	

【表3】

<p>意匠登録 1371006 号 (全体意匠・関連意匠) 登録日：平成 21 (2009) 年 9 月 4 日</p>	<p>商標登録 5625342 号 登録日：平成 25 (2013) 年 10 月 25 日</p>
	 <p>商標登録 5174485 号 登録日：平成 20 (2008) 年 10 月 17 日</p> 

という文字商標と、緑色と灰色の図形等を含む包装用箱について平成 21 (2009) 年 9 月 4 日に意匠登録を受けた⁽¹¹⁾。この意匠登録の後に、さらに「ストレージ タイプH」という文字商標と、緑色と灰色の図形等との結合商標 (指定商品等：薬剤等) について平成 25 (2013) 年 10 月 25 日に商標登録を受けている。このように「ストレージ タイプH」という文字商標について登録を受けた後に、「ストレージ タイプH」という文字商標を含む包装用箱について意匠登録を受けることで、当該文字商標の類似範囲から外れるように「ストレージ タイプH」という文字を変形させた場合であっても、意匠法による保護を受けられる可能性があるものと考えられる。また、本事例では、意匠登録を受けた後に、意匠登録よりもシンプルな形態の結合商標の登録 (商標登録 5625342 号) を受けてい

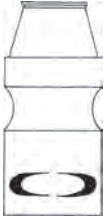


る。このような結合商標について登録を受けることで、この登録商標によって登録意匠を上手く補完しながら、長期にわたる保護を受けることも期待できるであろう。

6. 意匠登録例と立体商標の登録例

(1) 全体意匠登録後に立体商標登録を得た事例

次の事例は、立体商標の登録例として有名な事例であるが、表 4 に示されるように、D 社は、立体商標の登録前の昭和 50 (1975) 年 7 月 9 日に、包装用容器の形状について意匠登録を受けていた。したがって、意匠登録を受けた後は、意匠法の保護の下で独占的に容器について使用等できたものと推察される。1997 年の立体商標制度導入の後に、D 社は、文字商標との組合せで、平成 10 (1998) 年 8 月 28 日に飲料の容器

【表 4】

<p>意匠登録 409380 号（全体意匠） 登録日：昭和 50（1975）年 7 月 9 日</p>	<p>商標登録 4182141 号 登録日：平成 10（1998）年 8 月 28 日</p>
	
	<p>商標登録 5384525 号 登録日：平成 23（2011）年 1 月 21 日</p>
	

について立体商標（指定商品等：清涼飲料等）の登録を受け、その後、当該容器の形状のみの立体商標の登録を試みた。特許庁では拒絶審決を受け、この拒絶審決に対し審決取消訴訟⁽¹²⁾を提起したが、請求棄却となった。しかし、D社は、諦めることなく、上記容器の形状のみについての立体商標の登録に再チャレンジした。当該容器は、昭和 43（1968）年の販売開始以来 40 年以上ほとんどその形状を変えることなく一貫して使用されていたこと、加えて、この容器を用いた商品に対し、巨額の宣伝広告費が費やされる等、D社が継続的な活動を行っていたことの結果として自他商品識別力が認められ、平成 23（2011）年 1 月 21 日に、容器の形状自体に対して立体商標として登録が認められるに至った⁽¹³⁾。

本事例の場合、意匠権の存続期間中は意匠権による保護を受け、意匠権の存続期間満了後は、商標権による保護を受けることができ、結果的に、意匠法と商標法の双方により、長期にわたって容器の形状が保護されていることになろう。

次の事例は、電子体温計の事例である。表 5 に示されるように、E社は、平成 16（2004）年 10 月 22 日に、電子体温計について意匠登録 1224307 号（本意匠）、意匠登録 1224700 号（関連意匠）、意匠登録 1224308 号（部分意匠）を受けた後、令和 1（2019）年 11 月 15 日に、文字や図形なしの電子体温計の形状についての立体商標（指定商品等：体温計）の登録を受けた。本事例の場合、関連意匠制度と部分意匠制度




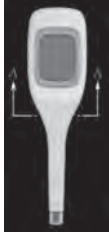
の双方を上手く利用して、独創的な形状について有効な権利取得をした上で、長年にわたって継続的に使用した結果、形状それ自体によって、需要者が何人の業務に係る商品であることを認識することができるに至った。その結果、特許庁の審判段階で、使用による自他商品識別力を獲得したものと判断され、商標法 3 条 2 項により立体商標の商標登録を受けることができた⁽¹⁴⁾。

本事例の場合、3 件の意匠権の存続期間満了日は令和 1（2019）年 10 月 22 日であったのに対し、令和 1（2019）年 11 月 15 日に立体商標の商標登録を受けているので、意匠権の存続期間中は意匠権による保護を受け、意匠権の存続期間満了後は商標権による保護を受けることができた事例といえる。意匠権による保護期間と商標権による保護期間がオーバーラップしていないので、前述の事例と同様に、意匠法と商標法により、長期にわたる保護を受けられた事例といえよう。

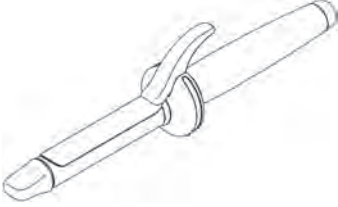
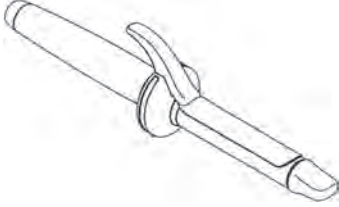
本事例では、関連意匠制度を有効に活用しているが、令和元年意匠法改正により関連意匠制度が拡充され、関連意匠の登録可能な出願期間が延長されたことから、新たな関連意匠制度を有効に活用しながら意匠登録と商標登録を上手く組合せてブランドを構築するという戦略も考えられよう。

次の事例は、ヘアーアイロンの事例である。表 6 に示されるように、F社は、平成 26（2014）年 2 月 21 日にヘアーアイロンについて意匠登録を受けた。その後、令和 1（2019）年 11 月 1 日に、ヘアーアイロン

【表 5】

<p>意匠登録 1224307 号（全体意匠・本意匠） 登録日：平成 16（2004）年 10 月 22 日</p>	<p>商標登録 6197317 号 登録日：令和 1（2019）年 11 月 15 日</p>
	
<p>意匠登録 1224700 号（全体意匠・関連意匠） 登録日：平成 16（2004）年 10 月 22 日</p>	<p>意匠登録 1224308 号（部分意匠） 登録日：平成 16（2004）年 10 月 22 日</p>
	

【表 6】

<p>意匠登録 1493260（全体意匠） 登録日：平成 26（2014）年 2 月 21 日</p>	<p>商標登録 6194602 登録日：令和 1（2019）年 11 月 1 日</p>
	

の形状について立体商標（指定商品等：ヘアアイロン等）の商標登録を受けた。この事例では、意匠出願の審査過程のみならず、商標出願の審査過程においても拒絶理由は通知されなかった。

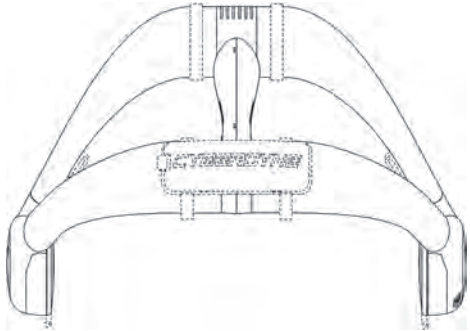

本事例の場合、意匠登録の約 5 年 8 月後に商標登録を受けているので、意匠法による保護期間と商標法による保護期間とがオーバーラップしている。また、同一形状について意匠登録と商標登録が得られているので、興味深い事例であるが、意匠的観点での保護と、商標的観点での保護との双方を期待できるであろう。本事例では、意匠登録後に商標登録を受けているので、登録意匠を登録商標によって補完できると考えられる。このように同一対象について、存続期間がオーバーラップするように意匠登録と商標登録を受けられる場合があると考えられる。

（2）部分意匠登録後に立体商標登録を得た事例

次の事例は、動作補助具の事例である。表 7 に示されるように、G 社は、平成 27（2015）年 11 月 13 日に、動作補助具について部分意匠の意匠登録を受けた。その後、令和 2（2020）年 3 月 24 日に、動作補助具の形態について立体商標（指定商品等：随意的制御機構及び自律的制御機構により人間と機械が一体となって人間の身体的機能の拡張・増幅を実現する金属加工用・鉦山用・土木用・荷役用・製材用・木工用・塗装用又は石材加工用の人間に装着して用いる機械器具等）の登録を受けた。この事例では、商標の審査過程で拒絶理由が通知されたが、使用についての疑義、区分相違、指定商品又は指定役務の表示が不明確といった識別力に関するものではない内容の拒絶理由が通知されただけであり、これらに対応する補正を行うことで商標登録を受けている。

本事例の場合も、意匠登録の約 4 年 4 月後に商標登

【表7】

<p>意匠登録 1540135 (部分意匠) 登録日：平成 27 (2015) 年 11 月 13 日</p>	<p>商標登録 6238685 登録日：令和 2 (2020) 年 3 月 24 日</p>
	

録を受けているので、意匠法による保護期間と商標法による保護期間とがオーバーラップしている。ここで、動作補助具の一部の形状について部分意匠の意匠登録を受けているのに対し、動作補助具全体の形態について立体商標登録を受けていることから、意匠法による保護範囲が、商標法による保護範囲よりも広いと考えられる。意匠法による保護期間と商標法による保護期間とがオーバーラップしていることから、互いに補完するように双方による保護を期待することができるが、部分意匠を有効に活用した意匠登録によって上手く登録商標を補完することができるものと考えられる。

7. 意匠登録例と位置商標の登録例

次の事例は、「ノートパソコン」に関する事例である。表8に示されるように、H社は、平成25(2013)年9月27日に、意匠に係る物品を「電子計算機」とした部分意匠について2件の意匠登録を受けた。その後、平成27(2015)年11月27日に、キーボード部を覆う形で開閉可能なディスプレイ部を配したノートブック型コンピュータ蓋体(以下「蓋体」という)において、閉じた状態の蓋体の開口部側の上面の稜線内側に付された図形(以下「図形1」という)及び蓋体の上面の中央部に付された図形(以下「図形2」という)からなる位置商標(指定商品等：ノートブック型コンピュータ)の商標登録を受けた。ここで、位置商標における図形1は、部分意匠登録を受けた部分に対応し、位置商標において中央部に配置された図形2は、平成6(1994)年6月29日に商標登録2681567号を受けた図形商標(指定商品等：配電用又は制御用の機械器具等)と同形状の図形である。





本事例の場合も、意匠登録の約2年2月後に商標登

録を受けているので、意匠法による保護期間と商標法による保護期間とがオーバーラップしている。したがって、登録意匠と登録商標によって互いに補完し合うような保護を期待できると考えられる。また、部分意匠である登録意匠において、その部分の色を特定しておらず、また上記図形2を含んでいないので、この点で意匠法による保護範囲の方が商標法による保護範囲よりも広いと考えられる。よって、本事例の場合も、部分意匠を有効に活用した意匠登録によって上手く商標登録を補完することができているものと考えられる。




次の事例は、包装用箱の事例である。表9-1に示されるように、I社は、平成27(2015)年6月19日に、包装用箱について、部分意匠と全体意匠の2件の意匠登録を受けた。その後、令和1(2019)年5月10日に、貼付剤の包装用箱の一面の正面視左上角に付された赤色の三角形図形と、上辺から中央部にかけて付された上から青色、黄色、青色の略横帯状図形と、緑色の横帯状図形とを組み合わせた図形からなる位置商標(指定商品等：貼付剤)の登録を受けた。

本事例の場合も、意匠登録の約4年後に商標登録を受けているので、意匠法による保護期間と商標法による保護期間とがオーバーラップしている。よって、登録意匠と登録商標によって互いに補完し合うような保護を期待できると考えられる。本事例では、部分意匠と全体意匠を上手く利用して意匠登録を受けているが、それ以上に、破線を用いた位置商標の登録商標による保護範囲が登録意匠の保護範囲よりも広いと考えられる。登録意匠と登録商標を比較すると、登録意匠では、黄色の帯状部分や青色の太い帯状部分が湾曲しているのに対し、登録商標では、これらが直線状であ



【表 8】

<p>意匠登録 1482620 号（部分意匠・本意匠） 登録日：平成 25（2013）年 9 月 27 日</p>	<p>商標登録 5808808 号 登録日：平成 27（2015）年 11 月 27 日</p>
	
<p>意匠登録 1482959 号（部分意匠・関連意匠） 登録日：平成 25（2013）年 9 月 27 日</p>	<p>商標登録 2681567 号 登録日：平成 6（1994）年 6 月 29 日</p>
	

【表 9-1】

<p>意匠登録 1529316 号（部分意匠） 登録日：平成 27（2015）年 6 月 19 日</p>	<p>商標登録 6142242 号 登録日：令和 1（2019）年 5 月 10 日</p>
	
<p>意匠登録 1529315 号（全体意匠） 登録日：平成 27（2015）年 6 月 19 日</p>	
	

【表 9-2】

商標登録 6225393 号 登録日：令和 2（2020）年 2 月 13 日	商標登録 6225394 号 登録日：令和 2（2020）年 2 月 13 日
	

るので、形状面で相違していることから、位置商標である登録商標によって意匠登録を上手く補完できると考えられる。

表 9-2 に示されるように、I 社は、位置商標の登録に加えて、令和 2（2020）年 2 月 13 日に、2 件の立体商標（指定商品等：貼付剤）の登録も受けている。このように位置商標の登録に加えて立体商標の登録を受けることで、位置商標である登録商標のみならず登録意匠も上手く補完することができると考えられる。

8. 建築物の意匠と建築物関連の立体商標登録例

（1）建築物の意匠


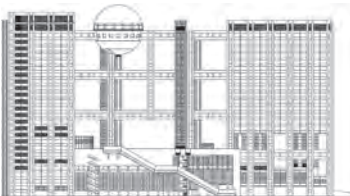
令和元年意匠法改正で、建築物が意匠の保護対象となった。ここで、意匠法上の建築物に該当するための要件として、意匠審査基準⁽¹⁵⁾では、①土地の定着物であり、かつ②人工構造物であることが挙げられている。令和元年法律改正（令和元年法律第 3 号）解説書⁽¹⁶⁾によれば、建築物は、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含むと解説されている。建築物の意匠については、様々な観点での出願が可能であると思われるので、多くの意匠登録出願がなされることを期待したい。

（2）建築物関連の立体商標登録例

建築物関連の立体商標登録例として、2020 年 8 月時点で、20 件の登録例を確認することができた。2020 年 8 月時点の立体商標登録件数が 2661 件であることから、立体商標登録中の約 0.75% が建築物関連の立体商標として登録されている。表 10 に、建築物関連の立体商標登録例を 2 つ紹介する。商標登録 5272518 号（指定商品等：衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）はロゴと共に登録を受けた例であり、商標登録 5751309 号（指定商品等：テレビジョン放送等）はロゴなしで登録を受けた例である。

表 10 に示される各建築物は、新規性等の登録要件を満たせば、令和元年改正後の意匠法による保護を受けることは可能であろう。建築物は、一旦建造されると、通常は長い年月維持されるものと考えられる。したがって、長期にわたる保護戦略を検討すべきであろう。例えば、新規な形態を含む建築物については、顕著な特徴を備えていない限り、未だ識別力が得られていないことが多いと考えられるので、まずは意匠登録出願することが考えられる。このとき、部分意匠を有効活用して広い範囲での権利化を検討すべきであろう。例えば、建築物の特徴的な一部や、建築物に外付

【表 10】

商標登録 5272518 号 登録日：平成 21（2009）年 10 月 9 日	商標登録 5751309 号 登録日：平成 27（2015）年 3 月 20 日
	

【表 11】

<p>商標登録 5805761 号 登録日：平成 27 (2015) 年 11 月 13 日</p>	<p>商標登録 6018352 号 登録日：平成 30 (2018) 年 2 月 9 日</p>
	

けた要素等について意匠登録出願することが考えられる。そして、その建築物を使用した結果、識別力を有するようになれば、立体商標として商標登録を受けることも可能であろう。意匠権の存続期間中に識別力が得られれば、意匠権の存続期間中に立体商標の登録を受けることで、権利期間が途切れることなく、登録意匠と登録商標によって互いに補完し合うような保護を長期にわたって受けることを期待できるであろう。他方、意匠権の存続期間満了後に識別力が得られれば、意匠権の存続期間の満了後に立体商標の登録を受けることで、権利期間が途切れる場合があるものの、意匠権の存続期間の全範囲に加えて商標権の存続期間中に保護を受けることができ、より長期にわたる保護を期待できるであろう。

表 11 に、建築物関連の位置商標の登録例を示す。表 11 に示されるように、建築物については、立体商標のみならず、位置商標として登録を受けられる可能性もある。これらも、令和元年改正意匠法の保護対象となり得ると考えられるので、このような事例の場合も、上記と同様の戦略が考えられる。

9. 内装の意匠と内装関連の立体商標

(1) 内装の意匠

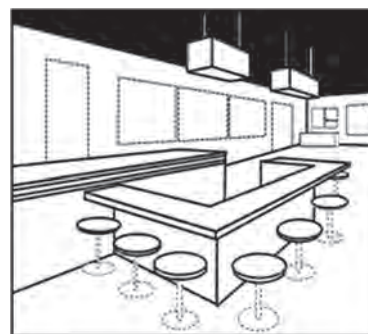
令和元年改正意匠法において、「内装」とは、店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾をいう（意匠法 8 条の 2）。なお、店舗デザインについては、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が増えていることから、店舗が例示されている。また、オフィスデザインについてもデザイン開発を促進すべく、事務所についても例示されてい

る⁽¹⁷⁾。建築物と同様に、内装の意匠についても、多くの意匠登録出願がなされることを期待したい。

(2) 内装関連の立体商標

内装に関する立体商標の登録例は見つからなかった。しかし、商標審査基準（改訂第 15 版）⁽¹⁸⁾において、立体商標と認められる例として、次のような立体商標が例示されている。したがって、内装も、商標法の保護対象であるといえ、今後登録される事例が現れることが期待される。

〔立体商標と認められる例〕



上記の例は、内装関連の立体商標の例であるが、このような内装は、令和元年改正意匠法の保護対象でもある。したがって、建築物の意匠の場合と同様の戦略が考えられる。このとき、部分意匠を有効活用⁽¹⁹⁾することで、広い権利取得が狙えるであろう。そして、独占的に使用する中で、その内装について識別力が得られれば、立体商標として商標登録を受けられる可能性はあるといえよう。内装についても、意匠登録と商標登録の双方を受けることによって、互いに補完し合うような保護を受けられる場合があると考えられる。

10. 意匠法による保護と商標法による保護の戦略的活用

上述の様々な登録例等から、意匠法による保護と商標法による保護の双方を受けられる対象が存在するといえよう。意匠法による保護と商標法による保護のいずれか一方を選択することも考えられるが、本稿では、双方を活用して、互いに補完し合えるような保護を受ける可能性を考察したい。意匠法による保護と商標法による保護の双方を活用する類型として、商標登録後に意匠登録を受ける類型Ⅰと、意匠登録後に商標登録を受ける類型Ⅱが考えられる。

(1) 商標登録後に意匠登録を受ける類型Ⅰ

【表1】や【表2】において紹介した事例が、商標登録後に意匠登録を受ける類型Ⅰに該当する。商標登録を受けておけば、意匠登録を受ける必要がないと考える方もいるであろう。しかし、意匠の類似範囲と、商標の類似範囲が異なる場合があること等を踏まえると、商標登録後に意匠登録を受ける意義があると考えられる。

例えば、【表2】で紹介した“タフマン”という文字商標に着目すると、この“タフマン”という文字商標の類否判断は、一般に、外観、称呼又は観念等によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察し、出所混同のおそれがあるか否かにより判断することとなる⁽²⁰⁾。それに対し、“タフマン”という文字を含む意匠の類否判断は、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起させるか否かで判断することとなる⁽²¹⁾。“タフマン”という文字が意匠を構成するか否かの論点⁽²²⁾は措くとして、意匠と商標とでは、上記のように類否判断基準が異なるので、商標登録後に意匠登録を受ける意義はあると考えられる。特に、商標的観点では非類似となるように登録商標を変更して他人が商品等に使用した場合でも、その商標を含む意匠登録を受けていれば、意匠登録によって当該他人の行為を阻止できる場合もあろう。

上述のように、商標登録後に意匠登録を受けることで、意匠登録によって商標登録を補完することができ、結果的に意匠登録と商標登録によって、互いに補完し合うような保護を受けることが可能となるものと考えられる。

(2) 意匠登録後に商標登録を受ける類型Ⅱ

意匠登録後に商標登録を受ける類型Ⅱには、【表3】～【表9】において紹介した事例が対応する。まず、新規なデザインについて意匠登録を受けておき、当該デザインを採用した物品等を独占的に使用する。意匠権の存続期間中に継続的に使用をすることで、当該物品等について、自他商品等の識別力を有するに至る場合もあろう。このような場合には、商標登録を受けることができるであろう。意匠登録を先にしておくことによって、意匠権の存続期間に加えて商標権の存続期間が付加されるので、長期間にわたって保護を受けることができるであろう。特に、意匠権の存続期間満了後に商標登録を受ければ、より長期間にわたって保護を受けることができるであろう。また、意匠権の存続期間中に商標登録を受ければ、類型Ⅰの場合と同様に、意匠登録と商標登録によって互いに補完し合うような保護を受けることも可能となるものと考えられる。

11. まとめ

令和元年意匠法改正により、意匠法による保護対象が拡充されたことから、意匠法による保護と商標法による保護の双方を受けられると考えられる対象も拡充されたといえよう。わが国も、意匠法による保護と商標法による保護を有効に活用する手法を戦略的に検討できる時代になったといえるのではないだろうか。例えば、商標登録後に意匠登録を受ける場合には、商標法では保護困難な範囲を意匠法による保護で補完するという戦略が考えられる。他方、意匠登録後に商標登録を受ける場合には、有限である意匠法による保護期間に商標法による保護期間を付加して長期にわたる保護を得るという戦略が考えられる。この場合、意匠権の存続期間中に商標登録を受けることで、意匠法による保護を商標法による保護で補完することも期待できるであろう。意匠法による保護と商標法による保護の双方を上手く活用して、有効な権利取得に繋がることを期待したい。

以上

(注)

- (1) 本稿では、指定役務等に係る建築物の立体商標を「建築物関連の立体商標」と称する。
- (2) 本稿では、指定役務等に係る内装の立体商標を「内装関連の立体商標」と称する。
- (3) 「デザイン経営」宣言、産業競争力とデザインを考える研究

- 会，経済産業省・特許庁（2018年5月23日）[<https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180523002/20180523002-1.pdf>]
- (4) 知的財産推進計画 2018，知的財産戦略本部（2018年6月12日）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chiza_ikeikaku2018.pdf]
- (5) 知的財産推進計画 2019，知的財産戦略本部（2019年6月21日）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chiza_ikeikaku20190621.pdf]
- (6) 知的財産推進計画 2020，知的財産戦略本部（2020年5月27日）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chiza_ikeikaku20200527.pdf]
- (7) 「令和元年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」（編集 特許庁総務部総務課制度審議室 発行 一般社団法人発明推進協会）2頁
- (8) 上掲「令和元年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」73-75頁
- (9) 上掲「令和元年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」102-103頁
- (10) 意匠登録 1661403号は，意匠登録 1661372号の関連意匠として登録を受けており，他の関連意匠登録として，意匠登録 1661402号もある。
- (11) 意匠登録 1371006号は，意匠登録 1370744号の関連意匠として登録を受けており，他の関連意匠登録として，意匠登録 1371007号がある。本意匠である意匠登録 1370744号は，橙色と灰色を基調とした意匠であるのに対し，その関連意匠である意匠登録 1371006号は緑色と灰色を基調とし，もう1つの関連意匠である意匠登録 1371007号は青色と灰色を基調としている。
- (12) 東京高判平成 13年7月17日（平成 12（行ケ）474号）審決取消請求事件
- (13) 知財高判平成 22年11月16日（平成 22年（行ケ）第 10169号）審決取消請求事件
- (14) 査定不服審判 2019-010386号（令和 1（2019年）年 10月 16日付審決）
- (15) 意匠審査基準〔令和 2年 3月〕第 IV部 第 2章 3.1
- (16) 上掲「令和元年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」77頁
- (17) 上掲「令和元年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」104頁
- (18) 商標審査基準〔改訂第 15版〕令和 2年 4月 1日適用第 1二，6.(5)(イ)
- (19) “内装の意匠”について部分意匠出願をすることができる明確な根拠は条文にはない。意匠法 2条 1項では，“内装の意匠”について定義されておらず，意匠法 8条の 2においても，“内装の部分”という概念は規定されていない。しかし，“組物の意匠”（8条）についての部分意匠が認められた経緯（意匠法 2条 1項で，“第 8条を除き”という文言の削除）や，“内装”を構成する物品の部分意匠出願が可能であること等を踏まえると，“内装の意匠”についても，部分意匠出願を行えるものと解釈すべきであろう。
- (20) 上掲商標審査基準〔改訂第 15版〕令和 2年 4月 1日適用第 3 十 1.
- (21) 上掲意匠審査基準〔令和 2年 3月〕第 III部 第 2章 第 1節 2.2
- (22) 最判昭和 55年 10月 16日 昭和 55（行ツ）75号 審決取消請求事件（カップヌードル事件）

（原稿受領 2020.9.14）